

# インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症の

## 出席停止について

山村学園高等学校

インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、他の感染症のように医療機関で記入する「登校許可証明書」を提出する必要はありません。保護者の方が「インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症の出席停止解除願」を記入し、学校に提出してください。

出席停止の目安は、以下の通りになります。

- ・インフルエンザ

発症日（発熱開始日）を0日と数え、5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで

- ・新型コロナウイルス感染症

発症日（症状出現日）を0日と数え、5日を経過し、かつ症状軽快後24時間を経過するまで

※どちらの発症日も病院受診日ではなく発熱または症状が出現した日とします。

# インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症

## 出席停止解除願

山村学園高等学校長 殿

年 組 番 生徒氏名

主治医より登校許可がでましたので、出席停止の解除をお願いします。

1、出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 年 月 日

2、疾病名

インフルエンザ ( ) 型

発熱した日 ( 月 日) 熱が下がった日 ( 月 日)

新型コロナウイルス感染症

発症した日 ( 月 日) 症状が軽快した日 ( 月 日)

3、受診医療機関 (※病院の証明は必要ありません)

医療機関名

住 所

電話番号

令和 年 月 日

保護者名

印